



事業主向け

給付（もらえる）

売上が50%以上減少した場合

売上が30%以上50%未満減少した場合

雇用の維持を図るための休業手当に
対して補償（企業向け）**新** 雇用の維持を図るための休業手当
に対して補償（従業員向け）

学校等休業による補償（雇用労働者向け）

学校等休業による補償（フリーランス向け）

新 収入が減少した事業者到家賃を支援**新** 売上急減した事業者の家賃を支援

宿泊事業者の感染予防策を支援

新 学生・留学生を含め働く場を失った
人に短期雇用の場を提供**国** 持続化給付金対象：売上が前年同月比で50%以上減少している事業主
給付額：中小 上限 200万円、個人事業者 上限 100万円申請受付R3
1/15日まで持続化給付金事業コールセンター 8:30-19:00 (7~12月
土曜除く)
直通 0120-115-570/IP電話 03-6831-0613**県** 福岡県持続化緊急支援金法人：上限 50万円、個人事業者等：上限 25万円
国の「持続化給付金」の対象とならない売上30%以上~50%未満減の事業主申請受付
7月末まで福岡県持続化緊急支援金相談窓口
9:00-17:00（土日祝除く） 0570-094-894**国** 雇用調整助成金（新型コロナ特例措置）対象労働者：1人1日15,000円上限
助成率：①コロナの影響を受ける事業主 大企業 2/3 中小企業 4/5
②解雇をしていないなどの要件を満たす事業主 大企業 3/4 中小企業 10/10福岡助成金センター雇用調整助成金分室
8:30-17:15（土日祝除く） 092-402-0537**国** 新型コロナウイルス感染症
対応休業支援金（仮称）対象：事業主が休業させた間の賃金の支払いが受けられなかった中小企業労働者
※労働者自ら申請可能
給付額：平均賃金の8割程度 月額ベースで33万円上限新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金コールセンター
平日 8:30-20:00/ 土日祝 8:30-17:15 0120-221-276**国** 小学校休業等対応助成金対象：小学校等休校で労働者が有給休暇取得した場合 ※4月にさかのぼり適用
助成額：1日当たり15,000円を上限で賃金相当額を助成 適用期間9月末まで学校等休業助成金・支援金等相談
コールセンター
9:00-21:00（土日祝含む） 0120-60-3999**国** 小学校休業等対応支援金対象：小学校等休校で休業したフリーランス
助成額：1日当たり7,500円 ※適用期間9月末まで**国** 家賃支援給付金対象：5~12月において
売上50%以上減少（単月）給付額：家賃の2/3（法人50万円・個人25万円まで）6ヶ月で
最大 法人300万円、個人150万円
※上限超の場合例外措置により6ヶ月で最大
法人600万円、個人300万円家賃支援給付金コールセンター
8:30-19:00（土日祝含む） 0120-653-930**県** 福岡県家賃軽減支援金または
売上30%以上減少
（連続した3ヶ月）給付額：家賃の1/15 6ヶ月で最大
法人30万円、個人15万円
※上限超の場合例外措置により6ヶ月で最大法人60万円、個人30万円福岡県家賃軽減支援金相談コールセンター
9:00-17:00（土日祝含む） 092-285-0013**県** 宿泊事業者の感染防止対策支援給付額：上限 50万円 補助率 3/4
※福岡市・北九州両政令市除く福岡県観光振興課
9:00-17:00（土日祝除く） 092-643-3456**県** 緊急雇用創出事業県庁（出先機関等を含む）における直接雇用（会計年度任用職員）
企業・団体等での雇用（県委託等実施事業）福岡県労働局労働政策課
9:00-17:00（土日祝除く） 092-643-3585

貸付（かりる）

資金繰りのため
融資を受けたい**国** 新型コロナウイルス
感染症特別貸付対象要件：売上高が5%以上減少
融資利率：中小企業事業 0.21%、国民生活事業 0.46%
金利引下げ（3年間を上限に▲0.9%）、実質無利子制度あり（諸条件あり）
限度額：中小企業事業 6億円（金利引下げ・利子補給の限度額1億円）、
国民生活事業 8,000万円
融資期間：設備資金 20年以内（据置5年以内）、運転資金 15年以内（据置5年以内）日本政策金融公庫 9:00-15:00（土日祝除く）
福岡支店 092-431-5296（中小企業事業）
092-411-9111（国民生活事業）
北九州支店 093-531-9191（中小企業事業）
093-541-7550（国民生活事業）**国** 新型コロナウイルス
対策マル経融資対象要件：商工会等の経営指導員からの経営指導を受け、かつ売上高が5%以上減少
融資利率：1.21% 金利引下げ（3年間を上限に▲0.9%）、実質無利子制度あり（諸条件あり）
限度額：通常融資枠+1,000万円
融資期間：設備資金 10年以内（据置4年以内）、運転資金 7年以内（据置3年以内）事業資金相談ダイヤル
9:00-17:00（土日祝除く） 0120-154-505**国** セーフティーネット保証（4号・5号）
危機関連保証返済困難の際、県信用保証協会が債務の肩代わり
前年比売上20%以上減：100%保証、5%以上減：80%保証
※下記の福岡県制度融資を利用するために必要となります。○取引のある金融機関
○福岡県信用保証協会 0120-112-249
9:00-17:00 土日祝は 092-415-2604**県** 福岡県制度融資「新型コロナ
ウイルス感染症対応資金」対象要件：売上高が5%以上減少
融資利率：実質無利子（3年経過後は1.3%）（売上が20%（個人事業主は5%）以上減少した方）
保証料率：0%（売上が20%（個人事業主は5%）以上減少した方）
限度額：4,000万円以内 融資期間：10年以内（据置5年以内）福岡県庁新型コロナ経営相談窓口
9:00-17:00（土日祝含む） 0120-567-179**県** 福岡県制度融資
「緊急経済対策資金」対象要件：売上高が5%以上減少
融資利率：1.3% 保証料率：0%（売上が20%以上減少した方）
限度額：1億円以内 融資期間：10年以内（据置2年以内）○取扱金融機関
○各地区商工会議所・商工会



個人向け

給付 (もらえる)	すべての方に対して	国 特別定額給付金	一律1人 10万円を給付	※住民基本台帳に記載(4月27日時点)されているすべての人 ※DV被害者への救済措置もあります	申請受付 8月末まで	各市区町村役場担当部署
	住居の確保をしたい(主に失業者向け)	国 住居確保給付金	対象：離職・自営業の廃業等で住宅を失う恐れのある人など 支給額：家賃相当額(ただし上限額は市町村によって異なります) 支払期間：原則3か月(一定要件を満たせば最長9ヶ月まで可能)			市：市区の生活困窮者自立相談支援機関 町村：県の生活困窮者自立相談支援機関
	新 医療・介護従事者への支援	国 医療・介護従事者等への慰労金	対象：感染症患者と接する医療従事者、感染した入所者と接する介護、障がい福祉サービス事業者等の職員 支給額：一人あたり5万円～20万円			福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 事業担当 092-643-3344
	新 ひとり親世帯への支援	国 臨時特別給付金	対象：生活が困窮しているひとり親で児童扶養手当受給世帯 支給額：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円			市：各市区の担当課 町村：県の児童扶養手当課 092-643-3259
	新 経済的に困難な学生等が学びを継続するために	国 学生支援緊急給付金	対象：国公私立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校 支給額：住民税非課税世帯の学生20万円/それ以外の学生10万円 文部科学省サイト： https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html			日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) 0570-666-301
貸付 (かりる)	生活の立て直しが必要(主に失業者向け)	国 総合支援資金	複数世帯：月20万円以内 単身世帯：月15万円以内 据置期間：1年以内 償還期限：10年以内 貸付期限：原則3ヶ月以内 ※償還時になお所得減少が続く住民税非課税世帯は返済免除の特例が受けられます	無利子		○各市区町村の社会福祉協議会 ○厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」 9:00-21:00(土日祝含む) 0120-46-1999
	一時的に資金が必要(主に休業者向け)	国 緊急小口資金	10万円以内、ただし特に必要と認められた場合は20万円以内 据置期間：1年以内 償還期限：2年以内 ※償還時になお所得減少が続く住民税非課税世帯は返済免除の特例が受けられます			
猶予・減免	税金が支払えない	国 税の徴収猶予「特例制度」	納税者・特別徴収義務者：2020年2月以降、事業等に係る収入が前年同期比20%以上減少し、納税が困難。 個人住民税・法人税・固定資産税等すべての税目が対象			国税：各税務署 県税：各県税事務所 市町村税：各市区町村役場
	国民健康保険の支払いが難しい	国 国民健康保険軽減・減免措置	軽減：会社都合退職 やむを得ない自己都合退職者で雇用保険受給資格者証取得者 前年の給与所得を30/100として計算 減免：新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡・重症の世帯、前年比収入30%以上減の世帯など			各市区町村の国民健康保険担当部署
	家計が急変して奨学金返済ができない	国 日本学生支援機構奨学金返還期限猶予	猶予期間：1年毎に申請 通算10年まで 収入条件：直近3か月の給与明細書等を元に計算 ※ほかにも減額返済制度等もあり。詳細は機構へ			日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) 0570-666-301

複雑な助成金申請手続きなどを指導・助言します

新型コロナウイルス感染症に係る「雇用維持・労務管理」を県が**無料相談**

お問合せ先 雇用維持のための専門家助言事業運営事務局 **092-715-4383**

県「福岡の魅力再発見」キャンペーン



九州在住者(福岡含む)に対して 割引

①本県の宿泊施設利用
一泊最大5千円/人

②本県を周遊する旅行商品
一泊最大5千円/人 日帰り最大3千円/人



●そのほかにも、公共料金、電話料金、住宅ローンなどについて、支払期限延長など個別の対応をしています。公共料金については、国からも支払猶予について柔軟な対応を要請しています。●休暇、休業、解雇等の労働に対する相談は、「新型コロナウイルス感染症 特別労働相談窓口(福岡県各地区労働者支援事務所) 8:30~17:15(土日祝除く) 福岡：092-735-6149 北九州：093-967-3945 筑後：0942-30-1034 筑豊：0948-22-1149